

基安化発第 0729003 号
平成 17 年 7 月 29 日

社団法人日本石綿協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(公印省略)

石綿含有製品に係る適正な表示及び文書交付について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、過去に石綿を取り扱っていた労働者等に肺がん、中皮腫等の健康障害が多数発生しており、石綿に係る健康問題が社会的に大きな問題となっており、石綿含有製品の取扱いに対しては、これまで以上に厳しさが求められている状況となっています。

石綿含有製品については、平成 16 年に一部の製品を除き、製造等を禁止したところですが、化学プラント・原子力発電所等で使用されているジョイントシート、シール材、断熱・電気絶縁板等については、火災・爆発、有害物の漏えい等の災害防止上、製造等が禁止されていません。

これらの製品については、労働安全衛生法第 57 条第 1 項の規定に基づき、譲渡し、提供する者は容器又は包装に、名称、成分及びその含有量、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意等に係る表示を行い、更に同法第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づきこれらの項目等に係る文書 (MSDS) の交付を行う必要があります。

つきましては、貴団体の会員に対し、労働安全衛生法に基づく石綿含有製品に係る適正な表示及び文書交付の制度について、再度確認いただき、周知徹底されますようお願い申し上げます。

基安化発第 0729003 号

平成 17 年 7 月 29 日

大阪石綿紡織工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

(公印省略)

石綿含有製品に係る適正な表示及び文書交付について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過去に石綿を取り扱っていた労働者等に肺がん、中皮腫等の健康障害が多数発生しており、石綿に係る健康問題が社会的に大きな問題となっており、石綿含有製品の取扱いに対しては、これまで以上に厳しさが求められている状況となっています。

石綿含有製品については、平成 16 年に一部の製品を除き、製造等を禁止したところですが、化学プラント・原子力発電所等で使用されているジョイントシート、シール材、断熱・電気絶縁板等については、火災・爆発、有害物の漏えい等の災害防止上、製造等が禁止されていません。

これらの製品については、労働安全衛生法第 57 条第 1 項の規定に基づき、譲渡し、提供する者は容器又は包装に、名称、成分及びその含有量、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意等に係る表示を行い、更に同法第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づきこれらの項目等に係る文書（MSDS）の交付を行う必要があります。

つきましては、貴団体の会員に対し、労働安全衛生法に基づく石綿含有製品に係る適正な表示及び文書交付の制度について、再度確認いただき、周知徹底されますようお願い申し上げます。